

# 水道法の一部改正について

## 1. 改正の趣旨

{ 水道法の一部を改正する法律は、国会において平成 30 年 12 月 6 日に可決成立し、  
平成 30 年 12 月 12 日公布。公布日から 1 年以内に施行。 }

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

## 2. 改正の内容

### (1) 関係者の責務の明確化

- ① 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ② 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

#### 【これまでの取組み等（江別市）】

- 江別市上下水道ビジョン（経営戦略）の策定（H30 年度策定）
  - ・ 計画期間：2019 年度～2028 年度の 10 年間
  - ・ 将来（50 年後、100 年後）を見据え、「基本理念」、「目指すべき将来像」、「基本目標」を設定し、これらを実現するための 10 年間の実現方策を取りまとめ。

### (2) 広域連携の推進

- ① 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ② 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

#### 【これまでの取組み等（江別市）】

- 1 日平均給水量の 2/3（約 2 万 m<sup>3</sup>/日）を石狩東部広域水道企業団から受水（既に広域連携を実施）
  - ・ 大麻高区配水池受水（漁川系）：20,000 m<sup>3</sup>/日（S56～）
  - ・ 西野幌ポンプ場受水（千歳川系）：100 m<sup>3</sup>/日（H25～）
- 水道事業に係る地域別会議（北海道）
  - ・ 振興局ごとに周辺地域の水道事業者対象に毎年実施、連携について意見交換
- 広域連携に関する合同研究会（札幌市）
  - ・ 広域化の意見交換（各事業体の連携強化）⇒緊急時連絡管の整備や職員の派遣研修、災害訓練などを実施
  - ・ 情報や各種マニュアルの共有化、施設の共同化など
- 広域連携の可能性に係る会議（石狩東部広域水道企業団）
  - ・ 配水施設管理や水質管理など業務の拡大、広域化について検討

### (3) 適切な資産管理の推進

- ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

#### 【これまでの取組み等（江別市）】

- 水道施設データ更新（毎年） ～ マッピングシステム導入済
- 水道施設点検 ～ 減圧弁、緊急遮断弁、緊急貯水槽等を適宜実施
- アセットマネジメント（資産管理）を基に更新計画、上下水道ビジョン経営戦略に反映
- 収支見通しの公表
  - ・ 第11次水道事業財政計画（H26～H30年度）
  - ・ 江別市上下水道ビジョン（経営戦略）（2019～2028年度）

### (4) 官民連携の推進

- ・ 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する「**公共施設等運営権 ※**」を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

#### 【これまでの取組み等（江別市）】

- 浄水場・営業センターについて一部業務委託
  - ・ 浄水場等運転管理業務委託  
： 月島テクノメンテサービス(株)（H17～）
  - ・ 水道料金等収納委託  
： NJS・E&M,江別管工事業協同組合共同企業体（H27～）

### (5) 指定給水装置工事事業者制度の改善

- ・ 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、「**指定給水装置工事事業者の指定※**」に更新制（5年）を導入する。

※ 各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

#### 【これまでの取組み等（江別市）】

- 江別市水道事業給水条例について
  - ・ 指定給水装置工事事業者の指定 手数料：10,000円/件（現行）

### 3. 今後の対応

- ・ 国は平成 31 年 1 月 25 日に「水道広域化推進プラン」策定の要請を都道府県に通知  
⇒ 北海道は 2022 年度までに「水道広域化推進プラン」を策定
- ・ 国は本年夏頃、政令、省令を公布するとともにガイドラインを示し、水道法の一部改正に関する地域説明会を開催する予定。
- ・ 指定給水装置工事事業者の更新制導入に伴い、更新手数料等について条例改正が必要。また、更新時に会社等の業務内容(営業日、営業時間、修繕対応等)を把握し、水道利用者へ情報提供することにより利便性の向上を図る。
- ・ 江別市の詳細な検討は今後、国から示されるガイドライン等や北海道による「水道広域化推進プラン」の策定状況を踏まえながら、安全で安心な水道水の安定供給を維持できるよう、慎重に対応していく必要があると考えている。